

(1) 時系列

H3 (1991) 2. 12 乙9出願 (特願平3-18747)
 H4 (1992) 9. 11 乙9公開 (特開平4-257452)
 H4 (1992) 2. 19 原願出願 (特願平4-32226)
 H5 (1993) 9. 07 原願公開 (特開平5-229133)
 H11 (1999) 2. 18 原願補正
 H12 (2000) 4. 28 乙9特許 (特許3060555)
 H12 (2000) 12. 21 本願分割出願 (特願2000-388604)
 H13 (2001) 11. 2 原願特許 (特許3246516)
 H13 (2001) 6. 19 本願公開 (特開2001-162821)
 H13 (2001) 12. 7 本願特許 (特許3257597)
 H14 (2002) 8. 19 本特許異議申立2002-72022
 H16 (2004) 7. 14 本特許異議決定
 H16 (2004) 東京地裁起訴平成16年(ワ)第26092号
 H17 (2005) 5. 10 無効審判請求 無効2005-80144
 H18 (2006) 5. 22 1次無効審決
 H18 (2006) 6. 22 知財高裁出訴平成18年(行ケ)10282号
 H18 (2006) 7. 31 訂正審判請求 訂正2006-39130
 H18 (2006) 9. 29 知財高裁差戻しのため取消決定
 H18 (2006) 10. 18 東京地裁棄却判決
 H18 (2006) 控訴 平成18年(ネ)第10077号
 H19 (2007) 4. 25 2次無効審決
 H19 (2007) 5. 9 知財高裁出訴 平成19年(行ケ)10168号
 H19 (2007) 6. 8 2次無効審決確定
 H19 (2007) 5. 30 知財高裁控訴棄却判決
 H19 (2007) 11. 19 最高裁上告不受理決定

(2) 事案の概要

本件は、インクジェット記録装置用インクタンクに関する特許権を有する原告が、原告製造販売に係るインクタンクが一度使用された後にインクを再充填されるなどして製品化されたものを被告が輸入し、販売している行為が上記特許権を侵害するとして、被告に対し、特許法100条に基づき、上記行為の差止め等を、民法709条に基づき、一部請求として金500万円の損害賠償（これに対する訴状送達日以降の遅延損害金を含む）を求めている事案である。

(3) 原告の特許権

特許番号第3257597号
 発明の名称インクジェット記録装置用インクタンク
 出願年月日平成4年2月19日
 出願番号特願2000-388604（特願平3-18747の分割出願）
 登録年月日平成13年12月7日

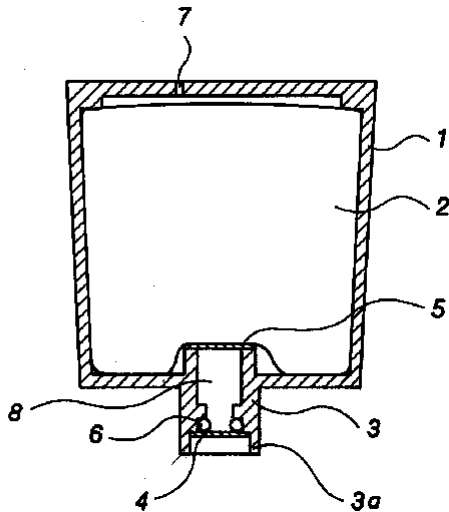
(3. 1) 本件発明1の構成要件分説

- 1 A インクを収容する容器(インクタンク 1)と、
- 1 B インク供給針(9)が挿通可能で、かつ前記容器(インクタンク 1)の底面に筒状に形成されて前記インクが流入するインク取り出し口(3)と、
- 1 C 前記インク取り出し口(3)に設けられ、前記インク供給針(9)の外周に弾接してインクの漏れ出しを防止する環状のシール材(パッキン 6)と、
- 1 D 前記シール材(パッキン 6)の前記インク供給針(9)の挿通側を封止し、かつ前記インク取り出し口(3)に接着されたフィルム(4)と、 からのなる
- 1 E インクジェット記録装置用インクタンク(1)

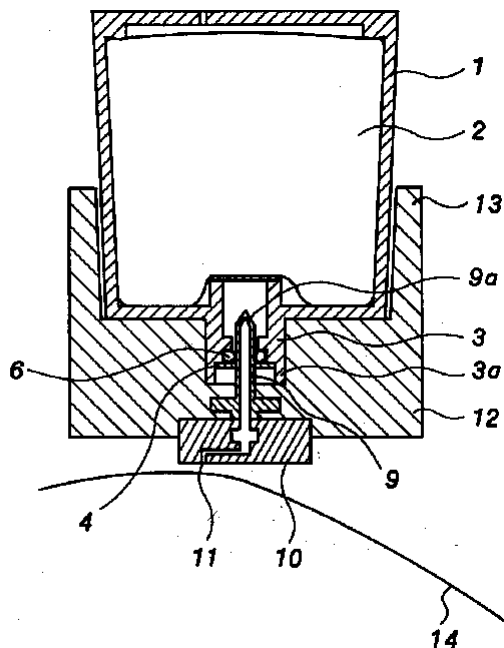
(3. 2) イ本件発明2の構成要件分説

- 2 A キャリッジ(12)に設けられた記録ヘッド(10)に連通するように、先端が円錐面として形成された筒胴部を備え、メニスカスによりインクを保持することができる直径のインク供給孔(9 a)が穿設されたインク供給針(9)を備えたインクジェット式記録装置に着脱されるインクタンク(1)において、
- 2 B インクを収容する容器(インクタンク 1)と、
- 2 C インク供給針(9)が挿通可能で、かつ前記容器(インクタンク 1)の底面に筒状に形成されて前記インクが流入するインク取り出し口(3)と、
- 2 D 前記インク取り出し口(3)に設けられ、前記インク供給針(9)の外周に弾接してインクの漏れ出しを防止する環状のシール材(パッキン 6)と、
- 2 E 前記シール材(パッキン 6)の前記インク供給針(9)の挿通側を封止し、かつ前記インク取り出し口(3)に接着されたフィルム(4)と、 からのなる
- 2 F インクジェット記録装置用インクタンク(1)。

【図1】



【図2】



(3. 3) 原出願の特許請求の範囲

【請求項 1】 インクジェット記録装置において、記録ヘッド(10)と該記録ヘッド(10)にインクを供給するインクタンク(1)と、該インクタンク(1)からインクを抽出するインク供給針(9)と、前記インクタンク(1)のインク取り出し口(3)に配されたフィルム(4)と、該フィルム(4)と前記インク取り出し口(3)間で保持した供給針シール部材(パッキン 6)を具備し、前記インク供給針(9)の先端に少なくとも 1 個の微小径からなるインク供給孔(9a)を設け、前記インク取り出し口(3)の外縁(3a)がフィルム(4)より外側に突出していることを特徴とするインクジェット記録装置。

【請求項 2】 インク取り出し口外縁(3a)の最大内径あるいは最長対角線長さを d とすると、(インク取り出し口外縁の突出量) $\square d / 10$ であることを特徴とする請求項 1 記載のインクジェット記録装置。

【請求項 3】 インク取り出し口(3)に配したフィルム(4)に薄膜を用いたことを特徴とする請求項 1 記載のインクジェット記録装置。

(3. 4) 原出願の特許時の請求の範囲

【請求項 1】 キャリッジに設けられた記録ヘッドに連通するインク供給針に、インクタンクが着脱可能に設けられたインクジェット記録装置において、前記インク供給針は、先端が円錐面として形成された筒胴部を備え、かつ前記円錐面に前記筒胴部の内径よりも小さく、メニスカスによりインクを保持することができる直径のインク供給孔が複数穿設されているインクジェット記録装置。

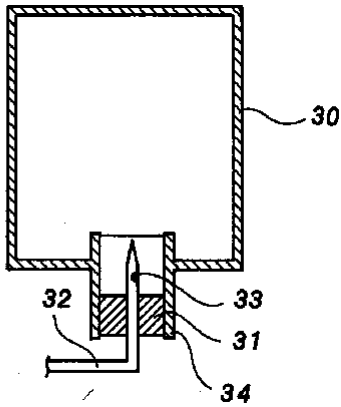
【請求項 2】 キャリッジに設けられた記録ヘッドに連通し、先端が円錐面として形成されたインク供給針を備えたインクジェット記録装置に装着するインクタンクにおいて、インクを保持するインク吸収用多孔質体と、前記インク吸収用多孔質体を收容する容器と、インク供給針が挿通可能で、かつ前記容器の底面から突出するように筒状に形成されて前記インク吸収用多孔質体のインクが流入するインク取り出し口と、前記インク取り出し口の、前記インク供給針の挿通側に設けられて前記インク供給針の外周に弾接してインクの漏れ出しを防止するリング状シール材と、前記シール材の前記インク供給針の挿通側を封止するように前記インク取り出し口に接着され、かつ前記インク供給針の円錐面により破断されるフィルムと、からなるインクジェット記録装置用インクタンク。

(4) 従来技術

(4-1) 特開平3-92356 (原明細書、図7)

インクタンク30下部のインク取り出し口34にゴム栓31を具備し、このゴム栓31に金属製のインク供給針32を挿入しインクを抽出していた。インク供給針32はゴム栓31に貫通させるため、ステンレス製のパイプを先端が鋭い針となるように絞り加工を行い、さらにインクの流路としてパイプの側面に直径1mm程度のインク供給孔33を設けていた。

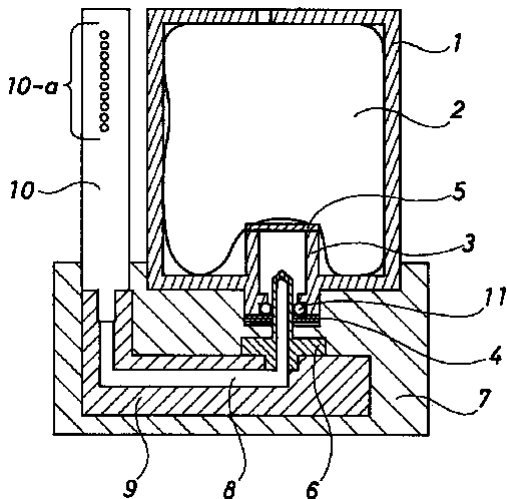
【図7】



(4-2) 乙9 特開平4-257452 (原告の先願)

【請求項1】インクジェット記録装置において、インクを注入したインクタンク(1)と、該インクタンク(1)内からインクを抽出する樹脂成形のインク供給針(6)と、前記インクタンク(1)のインク取り出し口(3)に融着したフィルム(4)と、前記インク取り出し口(3)と、前記フィルム(4)間で保持したインク供給針シール部材(パッキン 11)を具備し、前記インク供給針(6)の先端に複数個の微小径からなるインク供給孔(6a)を設けたことを特徴とするインクジェット記録装置。

【図1】



(5) 被告の行為

被告は、業として、別紙物件目録1ないし6記載の各製品を販売している。

被告製品の構成は、使用済みの原告製品を回収して、フィルム(4)、パッキン(6)を除去してイン

クを交換し、新たなフィルム(4)、パッキン(6)をインク取り出し口外縁(3a)の先端部に装着したもので、乙9に近い。

(6) 原審東京地裁 18.10.18 判決 (棄却) 平成16年(ワ)第26092号

(6. 1) 争点

(1) 被告製品は本件発明の技術的範囲に属するか。

被告製品は、本件発明1の構成要件1C及び1D並びに本件発明2の構成要件2D及び2Eを充足するか。

(2) 本件特許は、特許無効審判により無効にされるべきものか。

ア本件分割出願が不適法として、出願日が本件分割出願の日である平成12年12月21日となるか。

(ア) フィルムの実質的効果の追加の点について

(イ) 「パッキン6」を「環状シール材」とした点について

(ウ) インク取り出し口の外縁がフィルムより外側に突出させた構成を含まないものも対象となるようにした点について

(エ) 本件発明は、本件原出願発明と同一か。

イ本件補正は要旨変更にあたるか (本件特許の出願日が本件補正書を提出した平成11年2月18日となるか。)

(ア) インク取り出し口の外縁がフィルムより外側に突出させた構成を含まないものも対象となるようにした点について

(イ) 「環状のシール材」と「インク供給針」との接触状態を「密着」から「弾接」に変更した点について

ウ本件発明は本件原出願発明と同一であるから、本件特許は、二重特許禁止の原則に反するとして、特許法39条2項により無効となるか。

エ本件特許の出願日が平成12年12月21日又は平成11年2月18日であるとした場合、本件発明は新規性又は進歩性を欠くか。

オ本件特許の出願日が本件原出願の出願日である平成4年2月19日とした場合、本件発明は進歩性を欠くか。

カ本件特許1は、特許法29条の2により無効となるか。

(3) 被告製品について、本件特許権は消尽しているか。

(4) 損害額

(6. 2) 地裁の判断

(1)本件分割出願の適法性 (本件特許の出願日は平成12年12月21 となるか) のうち、インク取り出し口の外縁がフィルムより外側に突出させた構成を含まないものも対象となるようにした点 (争点(2)ア(ウ)) について判断する。

(2) 本件原明細書の特許請求の範囲は、「インク取り出し口の外縁をフィルムより外側に突出している」構成が記載されていたが、本件分割出願における特許請求の範囲からは同構成が削除されている。

分割出願が行われた場合、出願日の遡及が認められるためには、分割出願に係る発明がその原出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内のものであるか、同明細書等に記載した事項から自明な事項であることを要する。

(3)本件原明細書には、インクジェット記録装置について、従来技術では、①インク供給針のインク供給孔が1mm程度と大きかったことから、メニスカスの体積が大きく、インクタンクの交

換時に記録ヘッドに侵入する気泡の量が多く、これが印字不良を発生させる要因となっていた、②インク取り出し口を封止する部材はゴム栓であったため、インク供給針の先端は、ゴム栓を貫通できるよう鋭く加工されており危険であった、という二つの課題があった。

本件原当初発明は、①の課題については、インク供給孔を微小径とすることにより解決し、②の課題については、インク取り出し口を封止する部材を、先端が鋭くないインク供給針でも貫通できるフィルムとすることにより解決したことが記載されている。

上記②の課題解決のための対応、すなわち、インク取り出し口を封止する部材を厚さの薄いフィルムとしたことにより、新たに、インク供給針をフィルムに挿通した後のインクの漏れ出しの問題のほか、使用者の過誤により当該フィルムが破れる危険性があるという問題が生じる。

これを防止するため、インク取り出し口の外縁をフィルムより外側に突出させる構成とすることにより、上記目的を達成できることが示されている。

また、本件原明細書には、使用者の過誤によるフィルムの破損の危険性は、本件原当初発明の実施にとって支障とはならないという趣旨の説明は一切なく、上記の危険性を除去することは本件原当初発明にとって極めて重要であるということが出来る。

本件原明細書における本件原当初発明にとって、インク取り出し口の外縁をフィルムより外側に突出させる構成は、不可欠のものであるとともに、インク取り出し口の封止部材をフィルムにする構成と一体としてとらえるべきものであると解するのが相当である。

本件原明細書及び図面には、本件原当初発明において、インク取り出し口の外縁をフィルムより外側に突出させていない構成を採用することは一切記載されておらず、上記判示内容からすれば、その示唆もないというべきであり、また、本件原明細書及び図面において、上記構成を採用しないことが自明の事項であると認めることもできない。

(4)そうすると、本件分割出願は、平成6年法律第116号改正前特許法44条1項の分割要件を満たしていない不適法なものであるから、出願日の遡及は認められず、本件特許の出願日は現実の出願日となる。

(5)本件発明は、文献乙9により新規性を欠くから特許無効審判により無効にされるべきものである。したがって、原告は、同法104条の3第1項の規定により、被告に対し、本件特許権に基づく権利行使をすることはできない。

(7) 控訴審知財高裁 19.5.30 判決（控訴棄却）平成18年(行ケ)10282号

分割出願が、特許法旧44条2項本文の適用を受けるためには、分割出願に係る発明が、原出願の願書に最初に添付した明細書又は図面（原出願の当初明細書等）に記載されていること、又はこれらの記載から自明であることが必要である。

本件発明1、2の特許請求の範囲には「インク取り出し口の外縁をフィルムより外側に突出させる」との構成要件の記載はない。

本件分割出願のもとの出願である本件原出願の当初明細書等には、「インクタンクのインク取り出し口を封止する部材」を「先端が鋭くないインク供給針でも貫通できるフィルム」とするインクジェット記録装置用インクタンクに関する発明が記載されているが、フィルムを保護するための「インク取り出し口の外縁をフィルムより外側に突出させる」との構成が不可欠なものとして記載されている。

しかし、本件原出願の当初明細書等には、この構成要件を欠く本件発明1、2については、全く記載はなく、当初明細書等の記載から自明であると認めることもできないから、本件分割出願は、本件原出願との関係において、特許法旧44条1項の「二以上の発明を包含する特許出願」から分割した「新たな出願」に該当しない不適法なものであり、本件分割出願の出願日は、本件原出願の時まで遡及することはなく、現実の出願日である平成12年12月21日となる。

(8) 無効審判審決 無効2005-80144

原出願の当初明細書は、インク取り出し口を封止する部材をフィルムとすると、そのままでは使用者の過誤によりフィルムが破損される危険性があることを前提としているものと認められる。

原出願の当初明細書には、使用者の過誤によるフィルムの破損の危険性は、原出願の当初明細書記載の発明の実施にとって支障とはならないという趣旨の説明は一切なく、上記の危険性を除去することは本件原出願の当初明細書記載の発明にとって極めて重要であるといえることができる。

原出願の当初明細書では、この危険性を除去するために、インク取り出し口の外縁をフィルムより外側に突出させるという構成を採用したことが記載されているが、同構成以外の構成については一切記載がなく、前記の原出願の当初明細書の記載にあるとおり、原出願の当初明細書記載の発明の実施例である図面にも、インク取り出し口の外縁がフィルムの接着面よりも突出した構成のインクタンクのみが図示されており、インク取り出し口がフィルムの接着面よりも突出していない構成のインカートリッジはどこにも開示されていない。

原出願の当初明細書記載の発明にとって、インク取り出し口の外縁をフィルムより外側に突出させる構成は、不可欠のものであるとともに、インク取り出し口の封止部材をフィルムにする構成と一体としてとらえるべきものであると解するのが相当である。

原出願の当初明細書及び図面には、原出願の当初明細書記載の発明において、インク取り出し口の外縁をフィルムより外側に突出させていない構成を採用することは一切記載されておらず、上記記載内容からすれば、その示唆もないというべきであり、また、原出願の当初明細書及び図面において上記構成を採用しないことが自明の事項であると認めることもできない。

(9) 参考判例

(9-1) 最高裁昭和56年3月13日判決 昭和53年(行ツ)第140号

もとの出願から分割して新たな出願とすることができる発明は、もとの出願の願書に添付した明細書の特許請求の範囲に記載されたものに限られず、その要旨とする技術的事項のすべてがその発明の属する技術分野における通常の技術的知識を有する者においてこれを正確に理解し、かつ、容易に実施することができる程度に記載されている場合には、右明細書の発明の詳細な説明ないし右願書に添付した図面に記載されているものであっても差し支えない。

(9-2) 知財高裁平成18年11月30日平成17年(行ケ)第10796号

原明細書の特許請求の範囲の請求項4ないし9の末尾は、いずれも「リニアモータ駆動方式エレベータ装置。」とされている。

また、原明細書の「発明の詳細な説明」欄には、次の記載がある。

「この発明は、リニアモータ駆動方式エレベータ装置に関するものである。」

審決は、「本件技術思想は、リニアモータ駆動方式のエレベータ装置のみならず、それ以外の駆動方式のエレベータであっても、吊り車の釣合おもり用レールに対する配置により、昇降路の寸法を低減し得るエレベータ装置であれば、適用し得るものと解するのがより合理的である。」

原明細書には、「機械室レスエレベータ装置」として「リニアモータ駆動方式エレベータ装置」のみが記載されているのであり、吊り車を傾斜させることにより他の駆動方式によるエレベータにおいても昇降路の寸法を低減できるという効果を奏することができることを示す記載や、「リニアモータ駆動方式エレベータ装置」が「機械室レスエレベータ装置」の例示にすぎないことを示す記載は存在しない。

駆動方式を限定しない「機械室レスエレベータ装置」に係る訂正発明が原明細書に包含されているということとはできないから、本件出願は分割出願の要件を満たさないものである。

(9-3) 知財高裁平成19年9月26日 平成18年(行ケ)第10351号

本件明細書によれば、本件各発明の「変位要素」は、①固定要素に対して可撓性部分を介して接続されていること、②固定要素に対して相対的な変位を生じるものであること、③X、Y、Zの各軸方向に変位可能なものであること、④発明の詳細な説明中の「変位基板20の中央部分と作用体30」が「変位要素」の実施例の1つに当たることが記載されている。そうすると、本件各発明の「変位要素」とは、「変位基板20の中央部分と作用体30」に限定されるものではなく、「固定要素に対して相対的な変位を生じるもの」一般を指すものと理解するのが相当である。

これに対して、本件原出願当初明細書の記載によると、「変位要素」という用語は記載がないのみならず、固定要素に対して相対的な変位を生じるものについて、何ら開示がない。したがって、本件各発明の「変位要素」は、本件原出願当初明細書に記載されているということとはできず、本件原出願当初明細書に記載された事項から自明であるということもできない。

(9-4) 知財高裁平成18年11月21日平成18年(行ケ)第10159号

原明細書①には、化学増幅型ポジ型レジスト用基材樹脂について、(a)成分及び(b)成分を双方ともに使用することが記載され、(a)成分単独のもの又は(b)成分単独のものを使用することが明示的に記載されてないだけでなく、むしろ従来技術で使用されていた(b)成分(ポリヒドロキシスチレンの水酸基をtert-ブトキシカルボニルオキシ基で置換した樹脂成分)に、(a)成分を加えることが明

示的に記載されているものである。また、原明細書①中には、従来、用いられていなかった(a)成分について単独で用いることを示唆する記載はなく、原明細書①の記載を検討しても、(a)成分を単独で使用することが原明細書①に記載した事項から自明な事項であるとはいえない。

したがって、本件発明の化学増幅型ポジ型レジスト用基材樹脂は、本件訂正後の請求項1記載のとおり、(b)成分を構成に含まず、(a)成分を単独で使用する構成のものであるところ、上記のとおり、原明細書①には、化学増幅型ポジ型レジスト用基材樹脂について、(b)成分を使用することなく、(a)成分を単独で使用するという本件発明の技術的事項は記載されていないし、原明細書①の記載からその技術的事項が自明な事項であるともいえないから、本件出願は、原出願①との関係で特許法44条1項の分割要件を満たさないというべきであり、これと同旨の本件決定の判断は是認できる。

(9-5) 知財高裁平成18年11月21日平成17年(行ケ)第10099号

原出願当初明細書の載を素直に読了すれば、そこに記載された発明の「デジタル画像データ」は、現像されたネガフィルムの像を読み取ることによって得られたデジタル画像データのみが記載され、それ以外の「デジタル画像データ」についての記載はないと認められる。

原出願当初明細書に記載された画像処理システムが、フィルムの像を読み取りデジタル画像データに変換するスキャナ手段を備え、画像処理された「デジタル画像データ」をラボ側システムに送信してプリントすることを特徴とするものであることは、上記記載のとおりであるから、一般にデジタル画像データを作成する装置として、テレビカメラ、電子カメラ、ビデオカメラが周知であっても、原出願当初明細書には、装置の構成として、これらの手段やこれによって作成されたデジタル画像データを画像処理システムに取り込む装置は何ら記載がない以上、テレビカメラ、電子カメラ、ビデオカメラで得られた「デジタル画像データ」が撮影者側で編集され、ラボ側システムに送信されてプリントされることが、原出願当初明細書の記載から自明であるということとはできない。

(10) コメント

(10.1) 分割出願の要件

分割出願の要件は、原明細書、図面に根拠を要するという、補正と同等の厳しい基準によることが確認されているが、従来からの判例に従ったものといえる。

狭いクレームで出願後、広いクレームの分割出願を行うことは、明細書、図面に明確な根拠がないと困難であり、出願時の対応が求められる。

構成要件の一部を省略して広くした分割出願は、よく行われることであり、審査の段階では認められることが多いが、今後はきびくなることが予想される。

クレームは必須要件を記載することになっているから、その一部を省略した発明は基本的には原明細書に記載されていないことになる。

本件では、従来の問題点が2つあり、それぞれを解決する構成と効果は相互に関連していないから、技術的には2つの構成要件が必須でないとする主張も可能と思われるが、第1の構成要件を備えたものは乙9に記載されており、原願はその改良発明の観を呈することから、2つの構成要件が必須であると判断されたとも考えられる。しかし基本的には1つの構成要件でもよい旨の記載が必要になる。

(10. 2) 明細書の記載

出願の段階では特許性、実施の方向等は不明のため、広いクレームを記載し、それに対応した明細書の記載にしておき、審査の状況により限定するのが望ましい。

クレームとしては広いクレームを記載することが基本であるが、実施段階での侵害排除を予測して、それぞれに適したカテゴリーのクレームを入れておく。物、方法、製法、使用法、部品、製品など、模倣され易い形態、権利行使し易い形態など。

明細書の記載形式として、実施例説明型、構成要件説明型などがあり、本件は実施例記述型で、クレームに相当する事項を記載後、実施例の説明に移るため、発明の選択はクレーム相当事項か、実施例かに限定され、選択肢が少ない。

構成要件説明型の明細書（例えばキャノン）では、クレーム相当事項と実施例の間に、他段階に限定できる余裕があり、選択肢が多い。

(10. 3) 出願後の予想外の対応

出願後の予想外の類似品、模倣行為等が出現したときの対応として、明細書の補正、分割出願等が行われるが、いずれも減明細書の記載範囲に限定されるので、予想外の対応は困難であり、出願時の対応が求められる。

出願段階では将来の展開は不明であるが、将来の限定を可能にする記載をし、審査の状況、実施の状況、市場の動向等により、これらに対応することが必要である。

(10. 4) 本件の出願後の対応

本件では、インクタンクがリサイクルされて事業が脅かされることを出願段階では認識しておらず、予想外の対応として、補正や分割が行われたと思える。

侵害品は乙9に近いので、本来なら乙9で防衛すべきものであるが、本件分割の時点では、乙9は登録済みのため、分割はできない状況になっていた。

このため乙9の改良発明である原願を分割して、乙9に記載されたインクタンクの出願を作り出したと思える。

本件で提出された資料を総合的に見ると、上記のことが伺え、無理な補正や分割が行われたと思え、このような点が判断にも影響していることが考えられる。

(10. 5) 抗弁としての分割出願の要件

特許法104条の3では、無効審判で無効とされるべきものと認められるときに、権利行使が制限されるから、抗弁としての分割出願の要件の主張が有効であることは、本件判例で示された。

(10. 6) 要旨変更による出願日繰り下がり抗弁

被告は、原願の補正の要旨変更による出願日繰り下がり抗弁の主張をし、無効審判では訂正審判確

定を理由にその主張を排斥しているが、出願日繰り下がりの効果は原願の権利に対して生じるだけであり、原願の補正前の分割出願には影響しない。

分割出願の要件は、分割出願時点の原願の状況により決まり、分割時点で要件を満たしていれば分割は有効であり、その後の補正等の手続のより影響されない。

その後の手続のより影響されるとすれば、分割出願後に原願を取り下げれば、分割出願も消滅することになり、分割出願制度の意義が失われる。

(10. 7) キャノン事件との対比

本件もキャノン事件もカートリッジのリサイクル品にインクを充填して販売するという極めて類似した事件であるにもかかわらず、明暗を分けた結果になった。

両社は別の権利で対応するので、別の結果になるのは当然ではあるが、両社の知財戦略、特に出願時の戦略、出願後の対応等の差が結果に出ていると思われる。

明細書の記載の仕方においても、両社では明確に差があり、C社は戦略的であるのに対し、E社は当面目的とする商品を保護するための出願をただ出すだけという感じを受け、後日対応に追われる状態に陥っているように思われる。

C社の場合は、カートリッジや製法の請求項があり、消耗品（インク）も構成要件に含まれ、カートリッジや消耗品に対しても権利行使し易い対応がなされていたが、E社の場合は、その辺に対する対応がなされていなかったように思える。

以上